

平成 29 年 8 月 7 日

文学会 平成 29 年九州北部豪雨被災者への補助事業 (学業支援金／お見舞金)

先月の平成 29 年九州北部豪雨により被災された教員と学生の皆さまに、心よりお見舞い申し上げます。

文学会では、このたびの豪雨災害で被災された文学部学生および文学部教授会所属教員の皆さまへの補助事業を実施します。希望される方は、申請書と証明書等の必要書類を各学科の文学会理事にご提出ください。

(1) 申請先

各学科の文学会理事まで。(末尾をご覧ください。)

(2) 提出書類

1. 文学会所定の申請書 1 部

文学会理事か指導教員にお尋ねください。文学部 HP にも掲載します。

2. 証明書等の確認書類いずれか 1 通 (いずれも写し可)

① 公的機関発行の「り災証明書」

② 賃貸物件居住者については、賃貸物件の「り災証明書」あるいは、家主または賃貸住宅物件管理会社発行の退去通知書。

③ 退去通知書がない場合は、引越業者の領収証か新規不動産契約にかかる書類 (いずれも震災発生時以降の日付の入ったもの)

④ 学資負担者死亡 (又は行方不明) の場合は、それが確認できる書類。

* 添付された確認書類は審査後に返却します。

(3) 補助対象者

(イ) 文学部在籍学生の学資を主として負担している方が災害救助法適用地域 (り災証明発行地域を含む) に居住し、市町村長または消防署長が証明する「り災証明書」により、その家屋等が全壊、大規模半壊、半壊であると証明された学生。

(ロ) 文学部在籍学生の学資を主として負担している方が今回の豪雨災害により死亡、もしくは行方不明となった学生。

(ハ) 文学部在籍学生の学資を主として負担している方が災害救助法適用地域 (り災証明発行地域を含む) に居住し、市町村長又は消防署長が証明する「り災証明書」により、その家屋等が一部損壊であると証明された学生。

(ニ) 文学部在籍学生で災害救助法適用地域 (り災証明発行地域を含む) に居住し、市町村長又は消防署長が証明する「り災証明書」により、その賃貸住宅の家屋等が全壊、大規模半壊、半壊等であると証明され、家主あるいは物件管理会社からの通知により賃貸住宅からの強制退去・転居を余儀なくされた者。

- (ホ) 文学部在籍学生で災害救助法適用地域（り災証明発行地域を含む）に居住し、市町村長又は消防署長が証明する「り災証明書」により、その賃貸住宅が半壊、一部損壊等であると証明され、居住困難な状態であるために転居した（する予定の）者。
- (ヘ) 文学部教授会所属教員で災害救助法適用地域に居住し、市町村長または消防署長が証明する「り災証明書」により、その家屋（賃貸物件を含む）が全壊、大規模半壊、半壊であると証明された者。
- (ト) 文学部教授会所属教員で災害救助法適用地域に居住し、市町村長または消防署長が証明する「り災証明書」により、その家屋（賃貸物件を含む）が一部損壊と証明された、または賃貸住宅が居住困難な状況であるために転居した（する予定の）者。

- * 文学部在籍学生には留学生も含まれます。
- * 「学資を主として負担している方」は学生本人の保護者（保証人）を指します。
- * 当補助は学生・教員とも、当該年度内に一人1回（1件）限りとします。ただし今年度中に別の風水害等災害が発生した場合はその限りではありません。

（４）学業支援金額（お見舞金額）

1. 上記（３）の（イ）と（ロ）と証明された者には1件5万円
2. 上記（３）の（ハ）と証明された者には1件3万円
3. 上記（３）の（ニ）と（ホ）証明された者には1件2万円
4. 上記（３）の（ヘ）と証明された者には1件5万円
5. 上記（３）の（ト）と証明された者には1件3万円

○ 熊本大学文学会理事 連絡先

| | |
|-------------------|---------------------------|
| 大辻正晴（常任、総合人間） | otsuji@kumamoto-u.ac.jp |
| 中川順子（歴史） | nakagawa@kumamoto-u.ac.jp |
| 畑亜弥子（文学） | ahata@kumamoto-u.ac.jp |
| 井原 健（コミュニケーション情報） | tihara@kumamoto-u.ac.jp |

熊本大学文学会